

# 事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、事業系一般廃棄物の処理に関して、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第22条第2項に規定する「市長が特別の事情があると認める場合は、収集、運搬及び処分を行うものとする。」の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象施設等)

第2条 市長が特別の事情があると認める場合の対象は、次の各号に掲げる事業、施設等（以下「施設等」という。）とする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、次の各号に掲げるいずれにも該当するもの
  - ア その施設の事業目的が収益事業でないこと。
  - イ 民間事業者が運営するものであること。ただし、川崎市から委託されているものを除く。
  - ウ 事業系一般廃棄物の排出量が1日平均30キログラム未満であること。
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

## (対象廃棄物等)

第3条 市が収集、運搬及び処分（以下「処理」という。）を行う廃棄物の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業系一般廃棄物で市の処理施設の受け入れ基準を満たすもの
  - (2) 事業系一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物で次のいずれにも該当するもの
    - ア 一般廃棄物と分離することが困難であること。
    - イ 市の処理施設の受入基準を満たすこと。
  - (3) 市が分別収集を行う資源物
- 2 市が処理を行う廃棄物の量は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号に規定するものを継続して排出する場合は、合わせて1日平均10キログラムまでとする。
  - (2) 前項第3号に規定するものを継続して排出する場合は、市が行う家庭系ごみの処理に支障のない範囲とする。
  - (3) 前項各号に規定するものを臨時に排出する場合は、市が行う家庭系ごみの処理に支障のない範囲とする。

## (申込・申請)

第4条 第2条第1号又は第2号に該当する場合で、市の処理を受けようとする者は、事業系一般廃棄物収集申込書（第1号様式）に次の書類を添付して申し込み、市長の承認を受けなければならない。ただし、第2条第2号に該当する場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該収集場所を明らかにした案内図。ただし、市長が収集場所を把握できるときは、この限りでない。
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 第2条第3号又は第4号の施設等を運営する事業者で、市の処理を受けようとする者は、事業系一般廃棄物収集認定申請書（第2号様式）に次の書類を添付して申請し、市長の認定を受

けなければならない。

- (1) 事業の概要を記載した書類
  - (2) 申請者が個人である場合には、個人番号カード表面のコピー
  - (3) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
  - (4) 当該施設等を運営するために必要な過去3年間の収支を明らかにした書類（事業開始年度終了時から3年に満たない場合は、事業開始年度以降の書類又は予算書類に代えることができる。）
  - (5) 事業系一般廃棄物排出量報告書（第3号様式）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の認定を受けた施設等（以下「認定施設等」という。）を運営する事業者で、継続して認定を受けようとする者は、認定期間が終了する偶数年の1月末日までに事業系一般廃棄物収集認定申請書（第2号様式）に次の書類を添付して提出又は電子申請（入力フォーム、電子メール等）し、市長の認定を受けなければならない。
- (1) 前項第1号及び第5号の書類
  - (2) 過去2年間における前項第4号の書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類

#### （承認）

第5条 市長は、第4条第1項に規定する申込書を受け付けたときは、速やかに申し込み内容を審査し、市が処理を行うと認められる場合、承認するものとする。

2 市長は、申し込みした事業者に対し、審査結果を速やかに通知するものとする。

#### （審査）

第6条 市長は、第4条第2項又は第3項の規定による申請を受け付けたときは、速やかに申請内容を厳正かつ公平に審査するものとする。

2 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、別途、必要と思われる書類の提出を求めることができる。

#### （認定）

第7条 市長は、前条の審査結果に基づき、市が処理を行う施設等を認定するものとする。

2 市長は、申請した事業者に対し、認定施設等を事業系一般廃棄物収集認定通知書（第4号様式）により、認定しない施設等を事業系一般廃棄物収集審査結果通知書（第5号様式）により速やかに通知するものとする。

3 認定期間は、原則、偶数年4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。

ただし、年度途中で認定を受けたときは、認定日以降最初の偶数年3月31日までとする。

#### （対象施設の移転等に伴う認定内容の変更）

第8条 認定施設等は、住所を変更しようとする場合、速やかに事業系一般廃棄物収集認定変更届出書（第6号様式）に次の書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第2項各号の書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### （その他認定内容の変更）

第9条 認定施設等は、次の各号の一の事項を変更しようとする場合は、速やかに事業系一般廃棄物収集認定変更届出書（第6号様式）又は電子申請（入力フォーム、電子メール）により市長に変更の届出をしなければならない。

- (1) 認定施設等の名称
- (2) 法人名又は団体名
- (3) 代表者

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合には、個人番号表面のコピー
- (2) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄付行為及び登記簿の謄本の写し

#### (排出実態調査)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定施設等に対して、事業系一般廃棄物及び資源物の排出実態調査を行うことができるものとする。

- (1) 職員若しくは認定施設等からの申告があった場合
- (2) 認定後概ね 1 年を経過したとき
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 認定施設等を運営する事業者は、前項に定める排出実態調査に協力しなければならない。

#### (承認・認定の取消し等)

第 11 条 市長は、承認した施設等又は認定施設等が次の各号のいずれかに該当したときは、当事者と協議した上で収集及び運搬を保留し、協議が終了した後に、収集及び運搬を再開、又は承認若しくは認定を取消すこととする。なお、認定施設等の認定の取消しについては、事業系一般廃棄物収集認定取消通知書（第 7 号様式）により、通知するものとする。

- (1) 不正に承認又は認定を受けたとき
- (2) 第 2 条各号に定める対象に該当しなくなったとき
- (3) 第 3 条第 1 項に定める以外の廃棄物を排出したとき
- (4) 第 10 条第 1 項に定める排出実態調査の結果、不適正排出等が認められたとき
- (5) 適正処理の指導に従わないとき

2 認定施設等を運営する事業者は、施設等に係る認定を必要としなくなったときは、事業系一般廃棄物収集認定廃止届出書（第 8 号様式）を速やかに提出又は電子申請（入力フォーム、電子メール）により届出をしなければならない。

#### (生活環境事業所への廃棄物持込み)

第 12 条 認定施設等を運営する事業者は、環境局長が特に必要であると認めた場合、認定施設等から排出される事業系一般廃棄物を所管の生活環境事業所へ持ち込むことができるものとする。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定するものの量が、1 日平均 10 キログラムを超える認定施設等については、事業系一般廃棄物 生活環境事業所持込み登録申請書（第 9 号様式）により申請し、事業系一般廃棄物の生活環境事業所持込みに係る登録を受けなければならない。

2 環境局長は、前項但書の規定に基づき申請を行った事業者に対し、事業系一般廃棄物 生活環境事業所持込み登録証（第 10 号様式、以下「登録証」という。）を速やかに発行するものとする。

3 登録証の発行を受けた事業者は、生活環境事業所へ廃棄物を持ち込む際は、職員へ登録証を提示するほか、廃棄物の計量、内容物審査、又は搬入等について職員の指示に従わなければならぬ。

4 環境局長は、登録証の発行を受けた事業者が前項に規定する職員の指示に従わない場合、又は登録証に記載された条件に反して生活環境事業所へ廃棄物を持ち込んだ場合、事業者と協議した上で事業系一般廃棄物の生活環境事業所持込みに係る登録を取消すこととする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 2 日から施行する。  
(事業系一般廃棄物に関する審査委員会設置要綱の廃止)
- 2 事業系一般廃棄物に関する審査委員会設置要綱（平成 16 年 1 月 9 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 13 日から施行する。

担任	係長	副所長	所長
----	----	-----	----

## 事業系一般廃棄物収集申込書

年　月　日

(あて先) 川崎市長

申込者  
郵便番号  
住所

フリガナ  
氏名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
FAX番号

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第4条第1項の規定により、市が収集、運搬及び処分することの承認を受けたいので、申し込みます。

奉仕活動等の内容		<input type="checkbox"/> 清掃活動 <input type="checkbox"/> 美化活動 <input type="checkbox"/> その他（ ※該当するものに「レ」をつけ、その他の場合は内容を具体的に記入してください。)				
排出場所	住所	区	町	丁目	番	号
	名称	※必要に応じて、案内図を添付してください。				
集積場所	住所	区	町	丁目	番	号
	名称	※必要に応じて、案内図を添付してください。				
廃棄物の種類・量	<input type="checkbox"/> 生ごみ <input type="checkbox"/> 紙ごみ <input type="checkbox"/> 刈草 <input type="checkbox"/> 落葉 <input type="checkbox"/> 剪定枝 <input type="checkbox"/> その他（ ※該当するものに「レ」をつけ、その他の場合は内容を具体的に記入してください。 ※使用する袋は、透明又は半透明のものに限ります。 ※剪定枝の長さは、50cm以下にしてください。 ※資源物は、分別してください。)					
	予定排出量：約 袋					
	※袋以外で排出する場合は、具体的な排出方法を記入してください。					
	※廃棄物の種類及び量が把握できない場合は、生活環境事業所と相談してください。					
収集希望日	年	月	日	※生活環境事業所と相談してください		
市HP等への掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可 <input type="checkbox"/> 掲載不可		※該当するものに「レ」をつけてください。			
写真の提供	<input type="checkbox"/> 提供可 <input type="checkbox"/> 提供不可 ※該当するものに「レ」をつけてください。 ※市HP等へ掲載可能な活動写真					
連絡先（担当者）	氏名：		電話（　　）	FAX（　　）		
<b>※事務処理欄</b> <input type="checkbox"/> 清掃・美化活動 <input type="checkbox"/> 無償の社会奉仕活動か <input type="checkbox"/> 公の場所か <input type="checkbox"/> 天災				<input type="checkbox"/> 承認  収集日（　　月　　日）  <input type="checkbox"/> 非承認		

# 事業系一般廃棄物収集認定申請書

年　月　日

(あて先) 川崎市長

申請者  
郵便番号  
住　所

氏　名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

認定番号  
電話番号  
FAX番号

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第4条第2項又は第3項の規定により、市が収集、運搬及び処分することの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	名　称	
施設等	所在地	電話番号 F A X番号
	責任者	

## [関係書類]

- ・事業の概要を記載した書類
- ・個人番号カード表面のコピー（新規に申請する個人又は変更があった場合）
- ・定款又は寄附行為（新規に申請する法人又は変更があった場合）
- ・登記簿の謄本（新規に申請する法人又は変更があった場合）
- ・施設等の収支関係書類
- ・事業系一般廃棄物排出量報告書（第3号様式）
- ・その他市長が必要と認める書類

※事務処理欄

## 事業系一般廃棄物排出量報告書

年 月 日

### 申請者

住氏所名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第4条第2項又は第3項の規定により、事業系一般廃棄物の排出量について報告します。

- 注) 1 施設等から排出する全ての事業系一般廃棄物（資源物は除く）について、日量（市収集・許可業者収集・自己搬入）を計量してください。

2 原則として年に2回（7月及び12月）、連続した7日間（一週間）に計量・記入してください。  
※新設の場合は予測量を記入してください。

3 「1日平均排出量」は、「合計量」を「測定回数×7日」で除した量（小数点第2位以下切り捨て）を記入してください。

4 自己搬入量は許可業者収集量等に記載してください。

5 要綱第10条第1項の規定に基づき、認定後、排出実態調査を行います。

※ 事務処理欄

## 事業系一般廃棄物収集認定通知書

住 所  
氏 名

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第4条第2項又は第3項の規定に基づき、申請のあった施設等について、次の条件を付して、市が収集、運搬及び処分することを認定しましたので通知します。

認定番号 第 号  
施設等の名称  
施設等の所在地  
認定期間 年 月 日～ 年 月 日  
年 月 日  
川崎市長 ○ ○ ○ ○

### [条件]

- 1 市が収集、運搬及び処分する廃棄物の種類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事業系一般廃棄物
  - (2) 事業系一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物  
※ 一般廃棄物と合わせて処理することができ、かつ、一般廃棄物と分離するこ  
とが困難な場合で、処理施設の受入基準を満たすもの。
  - (3) 市が分別収集を行う資源物
- 2 市が収集、運搬及び処分する廃棄物の量は、次のとおりとする。
  - (1) 前項第1号及び第2号を継続して排出する場合は、合わせて1日平均10kgまで  
とする。
  - (2) 前項第3号を継続して排出する場合は、市が行う家庭系ごみの処理に支障のない  
範囲とする。
- 3 排出実態調査  
要綱第10条第1項に定める排出実態調査の実施に協力すること。
- 4 自主計量  
認定の更新を希望する場合は、年に2回（7月及び12月）、連続して7日間の計量  
を実施し、第3号様式に記入し、継続申請時の提出書類に添付すること。
- 5 次のいずれかに該当したときは、協議の上収集及び運搬を保留し、協議終了後に収  
集及び運搬を再開又は認定を取り消すこととする。
  - (1) 不正に認定を受けたとき
  - (2) 要綱第2条に定める対象施設等に該当しなくなったとき
  - (3) 上記に定める以外の廃棄物を排出したとき
  - (4) 要綱第10条第1項に定める排出実態調査の結果、不適正排出等が認められたと  
き
  - (5) 適正処理の指導に従わないとき  
(不服申立ての教示)
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  
ら起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査  
請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日  
から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）  
提起することができる。

## 事業系一般廃棄物収集審査結果通知書

住 所  
氏 名

事業系一般廃棄物の処理に関する要綱第4条第2項又は第3項の規定に基づき、  
年 月 日付けで申請のあった施設等について、次の理由により、市  
が収集、運搬及び処分することを認定することができませんでしたので通知します。

施設等の名称

施設等の所在地

年 月 日

川崎市長 ○ ○ ○ ○

[理由]

(不服申立ての教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができる。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができる。

## [事業の概要を記載した書類]

1 施設の種類	
2 施設の設立の法的根拠	
3 施設の設置者	( 民設 • 公設 )
4 施設の運営者及び運営形態 <u>※ 3で公設と回答した方は該当する運営形態に○をつけてください</u>	( 指定管理者制度 • 委託 • その他 )
5 ごみ処理経費の取扱い <u>※ 4で指定管理者制度と回答した方のみ対象</u>	川崎市から支払われる指定管理料に、ごみ処理経費は 含まれている • 含まれていない
6 事業目的及び施設の概要	
7 施設の従業員数及び利用者数(定員)	従業員数： 利用者数：
8 施設の運営日及び時間	
9 施設の設立年月	
10 施設の食事の提供の有無	有 • 無
11 事業系一般廃棄物の1日平均排出量	※ 「事業系一般廃棄物排出量報告書」(第3号様式) 参照

収支決算報告書（ 年 月 ~ 年 月 )

施設名		記入者名		電話番号	
-----	--	------	--	------	--

(単位 : 円)

収入		支出		備考
項目	金額	項目	金額	
1 助成金. 補助金		1 給料		
2 寄付金		2 福利厚生費		
3 介護保険収入		3 消耗品費		
4 利用者収入		4 教育娯楽費		
5 手数料収入		5 給食費		
6 作業収入		6 水道光熱費		
7		7 旅費交通費		
8		8 賃借料		
9		9 租税公課		
10		10 施設等整備費		
11		11		
12		12		
13		13		
14		14		
15 その他収入		15 その他支出		
① 収入合計 (収入各項目の合計)		② 支出合計 (支出各項目の合計)		③当期利益 (① - ②)
④ 前期繰越利益		⑤次期繰越利益(④ +⑤)		

※ ③～⑤がマイナス(損失)の場合は、金額の前に△を付してください。

## 事業系一般廃棄物収集認定変更届出書

年　月　日

(あて先) 川崎市長

申請者

郵便番号

住所

フリガナ

氏名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX番号

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第8条の規定により、認定施設等の認定内容に変更が生じたので、変更の届出をします。

変更が生じる項目		<input type="checkbox"/> 施設名称 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 責任者 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> その他 ※該当するものに「レ」をつけ、その他の場合は下の備考欄に内容を具体的に記入してください。			
旧 施 設 等	名称	認定番号			
	所在地	電話番号			
	責任者	FAX番号			
新 施 設 等	名称				
	所在地	電話番号			
	責任者	FAX番号			
年月日	年	月	日		
備考					

注 この届出書は、施設等の認定内容に変更が生じる時、速やかに提出してください。

## 事業系一般廃棄物収集認定取消通知書

住 所  
氏 名

事業系一般廃棄物の処理に関する要綱第11条第1号の規定に基づき、次の認定施設等について、次の理由により、認定を取消しましたので通知します。

施設等の名称

施設等の所在地

年 月 日

川崎市長 ○ ○ ○ ○

[理由]

(不服申立ての教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができる。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができる。

## 事業系一般廃棄物収集認定廃止届出書

年　月　日

(あて先) 川崎市長

申請者

郵便番号

住　　所

フリガナ  
氏　名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX番号

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第11条第2項の規定により、市が収集、運搬及び処分する施設等の認定を必要としなくなったので、廃止の届出をします。

施 設 等	名　称				認定番号	
	所在地				電話番号	
	責任者				FAX番号	
廢 止	理　由					
	年月日	年	月	日		
備考						

注　この届出書は、施設等の認定を必要としなくなった時、速やかに提出してください。

# 事業系一般廃棄物 生活環境事業所持込み登録申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市環境局長

申請者  
郵便番号  
住 所

フ リ ガ ナ  
氏 名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

認定番号  
電話番号  
FAX番号

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第12条第1項の規定により、 年  
 月 日から 年 月 日までの間 ( 年 月 日から  
 年 月 日まで を除く。)、生活環境事業所へ事業系一般廃棄物を持ち  
 込むことの登録を受けたいので、次のとおり申請します。

対象施設等	名 称								
	所在地	電話番号 F A X 番号							
	責任者								
ごみ排出予定量	排出方法	月	火	水	木	金	土	日	小計
	市収集回収量 (※1)								
	生活環境事業所持込量 (※2)								
	許可業者回収量 (※3)								
	曜日別 計								
	(曜日ごとのごみ排出予定量を記載してください。単位 : k g ) ※1 事業系一般廃棄物収集認定に際して指定されたごみ集積所への排出予定量 (週2回) ※2 生活環境事業所への持込予定量 (事業系一般廃棄物のみで日曜日は持込み不可) ※3 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者による回収予定量 (注意: 上記予定量と実際の排出量とが大きく異なる場合、登録を取り消す場合があります。)								
申請理由	(生活環境事業所へ事業系一般廃棄物を持ち込むことの具体的な理由を記載してください。)								

# 事業系一般廃棄物 生活環境事業所持込み登録証

年 月 日

住 所  
氏 名

事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱第12条第1項の規定に基づき、生活環境事業所へ事業系一般廃棄物を持ち込むことについて申請のあった施設等について、次の条件を付して登録を行いましたので、これを証します。

事業系一般廃棄物収集認定番号	第 号
生活環境事業所持込み登録番号	第 号
施設等の名称	
施設等の所在地	
持込みを行う生活環境事業所	生活環境事業所 ( 区 )
登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(ただし、	年 月 日 ~ 年 月 日を除く。)

年 月 日

川崎市環境局長 ○ ○ ○ ○

## [条 件]

- 1 生活環境事業所へ持ち込むことができる廃棄物の種類は、事業系一般廃棄物のみとする。
- 2 生活環境事業所へ持ち込むことができる曜日及び廃棄物の量は、「事業系一般廃棄物 生活環境事業所持込み申請書」に記載した下記の「ごみ排出予定量」とおりとする。
- 3 上記2の曜日又は廃棄物の量を変更しようとする場合は、改めて「事業系一般廃棄物 生活環境事業所持込み申請書」を提出しなければならない。
- 4 生活環境事業所へ廃棄物を持ち込む際は、必ず同事業所の窓口へ赴き、職員へその旨を伝えた上で本登録証を提示しなければならない。また、持ち込んだ廃棄物の計量や内容物調査、搬入方法等について職員から指示があった場合は、これに従わなければならない。
- 5 上記4の指示に従わない場合、又は廃棄物の持込み内容が、「事業系一般廃棄物 生活環境事業所持込み申請書」に記載した内容と異なる場合は、本登録や事業系一般廃棄物収集認定自体を取り消す場合がある。

(単位kg) ごみ 排出 予 定 量	排出方法	月	火	水	木	金	土	日	小計
	市収集回収量								
	生活環境事業所持込量								
	許可業者回収量								
	曜日別 計								
申請 理由									